



《今回のテーマ》は

120年ぶりの民法(債権関係)改正原案固まる！

お客様とお会いする時の参考情報としてご利用ください

今般、法制審議会（法相の諮問機関）の民法部会は、消費者や企業の契約ルールを定める債権関係規定（債権法）の改正原案をまとめた。

民法の債権関係の改正は、明治29年制定以来120年間ほとんどなかったが、情報化社会の進展と取引の複雑化に伴い、「社会・経済の変化への対応」と「国民への分かりやすさ」を基本方針に、平成21年10月に法相が法制審議会に諮問していた。平成25年2月「民法（債権関係）に係る中間試案」が決定され、その前後2回のパブリックコメント（意見募集）実施を経て、「改正要綱仮案」が提示された。法制審は来年2月をめどに法相に正式に答申、通常国会への民法改正案提出を目指している。

金融機関業務及び金融取引と関連性が高い分野も、保証債務、法定利率、債権の消滅、債権譲渡、消費貸借等幅広く対象となっている。また、企業が消費者側に契約時に示す「約款」、不動産賃貸業における「敷金」等現行民法に規定がない契約ルールについても盛り込まれており、改正対象範囲も多岐にわたっている。

保証債務では、保証人の保護（個人保証人の制限）の観点から、経営者以外の保証人（いわゆる「第三者保証人」）について、「契約締結の1か月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を表示していなければ、その効力を生じない」とした。

債権の消滅時効の期間は、職業別に定めていた時効（医療診察料3年、商品の売掛金・弁護士報酬2年、飲食・宿泊代1年等）を廃止し、5年に統一した。

法定利率は、長引く低金利時代に合わせ、現行5%の固定から3%に引き下げ、その後3年毎に1%刻みで見直す変動制の導入を盛り込んだ。法定利率は交通事故の被害者に支払う損害賠償額にも適用されており、利率引き下げは（生きていたと想定される期間の運用益は除くため）運用益が少なくなり損害賠償額の増額につながり、自動車保険の保険料引き上げが予想される。

生命保険における保険約款、鉄道・航空等公共交通機関の利用契約、インターネットでソフトウェアをダウンロードする際の利用規約等「約款」については、約款の定義、契約としての拘束力を持たせるための要件、過大な不利益を与える条項を「無効」とすること、などが盛り込まれたが、経済界から慎重な声が上がっており、継続議論となっている。

今回の法改正は、国民生活や企業・金融取引に広範な影響を及ぼし、実務面での対応も必要になる局面も想定され、改正内容について理解を深めていく必要がある。

JRS経営情報の中から、次に掲げるコンテンツを参考にしてください。

○商取引の時効と時効管理について知りたい	(0108-1147)
○クーリング・オフ制度とは／要件・手続と効果	(0108-0925)
○個人保証とはどういうものか	(2011-0052)
○取引先に納入した部品がPLを問われた	(2006-2242)
○サービサーに債権譲渡されても生き延びる方法	(2012-0363)
○融資した取引先の役員が相次いで死亡、回収できない	(2006-2215)

()内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。また、お探しの情報が不明な場合はご連絡ください (☎0120-89-0240)。